様式第9号（第16号第1項関係）

時間外労働 休日労働 に関する労使協定届

労働保険番号	3 4 1 0 5 3 0 2 4 0 1 0 0 0
法人番号	3 2 4 0 0 0 1 0 3 9 1 8 4

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
派遣業	株式会社 イーリス	〒721-0973 尾道市栗原町1－1 新尾道ビル5階 0848-20-0077	2023年4月1日 から 1 年間

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（18歳以上）	所定労働時間（1日）（任意）	延長することができる時間 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日 2023年4月1日 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（任意）
時間外労働	① 下記②のいずれにも該当しない労働者	月末等の伝票整理	事務	1 人	8 時間 00 分	6 時間 00 分	時間 分	45 時間 00 分	時間 分	360 時間 00 分	時間 分
		月末等の伝票整理・顧客のクレーム処理	検査	1 人	時間 分	6 時間 00 分	時間 分	45 時間 00 分	時間 分	360 時間 00 分	時間 分
		納期の逼迫・臨時の受注	製造	17 人	8 時間 00 分	6 時間 00 分	時間 分	45 時間 00 分	時間 分	360 時間 00 分	時間 分
		その他派遣先の要請によるとき	その他	14 人	8 時間 00 分	6 時間 00 分	時間 分	45 時間 00 分	時間 分	360 時間 00 分	時間 分
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（18歳以上）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	月末等の伝票整理	事務	1 人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00～24:00のうち12時間以内
	月末等の伝票整理・顧客のクレーム処理	検査	1 人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00～24:00のうち12時間以内
	納期の逼迫・臨時の受注	製造	17 人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00～24:00のうち12時間以内
	その他派遣先の要請によるとき	その他	14 人	休日カレンダーで定める日	法定休日のうち1ヶ月3回	0:00～24:00のうち12時間以内

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1個月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑
（チェックボックスに要チェック）

-5. 3. 24

時間外労働
休日労働　に関する労使協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16号第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	1日 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1日 延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）） 限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る）	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	1箇月 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数720時間以内に限る） 起算日 2023年4月1日 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数	1年 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	事務	1 人	8 時間 00 分	時間 分	6 回	75 時間 00 分	時間 分	25%	720 時間 00 分	時間 分	25%
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	検査	1 人	8 時間 00 分	時間 分	6 回	75 時間 00 分	時間 分	25%	720 時間 00 分	時間 分	25%
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	製造	17 人	8 時間 00 分	時間 分	6 回	75 時間 00 分	時間 分	25%	720 時間 00 分	時間 分	25%
突発的なトラブル、通常の業務を大幅に超える業務が集中し、特に必要なとき	その他	14 人	8 時間 00 分	時間 分	6 回	75 時間 00 分	時間 分	25%	720 時間 00 分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分		時間 分	時間 分	
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分		時間 分	時間 分	
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分		時間 分	時間 分	

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前の申し立て	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）⑩	（具体的内容）衛生委員会において、時短の推奨と対策会議を行う

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満ではならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　2023 年 3 月 17 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　労働者代表 製造　氏名　清水貴志 ㊞

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　（　投票による　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること ☑（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑（チェックボックスに要チェック）

使用者　職名　代表取締役　氏名　上田　信之 ㊞

尾道　労働基準監督署長　殿

尾道労働基準監督署 -5.3.24